



2023年度 集団指導 ～訪問系サービス～ 《利用者支援編》

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

町田市地域福祉部

指導監査課 障害福祉サービス検査担当

掲載省令・通知一覧

- ・ 基準省令／障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成19年9月29日 厚生労働省令第171号)
- ・ 東京都通知・事故等防止対策の徹底について／
令和5年5月9日福保障施320号「施設・事業所における事故等防止
対策の徹底について（通知）」
- ・ 留意事項／障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
通知 指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の
額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
(平18年10月31日 障発第1031001号)

目次 ～実地指導で指摘が多い、以下の事項をご案内します～

- 1、 重要事項説明書に関する事 【基準省令第9条第1項】
- 2、 契約書に関する事 【基準省令第9条第2項】
- 3、 受給者証の記載について 【基準省令第10条第1項】
- 4、 サービス提供記録の注意点 【基準省令第19条】
- 5、 利用者に対する領収証の交付 【基準省令第21条第4項】
- 6、 法定代理受領通知の発行 【基準省令第23条第1項】
- 7、 居宅介護計画等に関する事 【基準省令第26条】
- 8、 感染症及びまん延防止等に関する措置 【基準省令第34条第3項】
- 9、 身体拘束等の適正化に関する措置 【基準省令第35条の2】
- 10、 家族を含めた個人情報の同意について 【基準省令第36条第3項】
- 11、 事故発生時の行政への報告 【基準省令第40条第1項】
【施設事・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）】
- 12、 請求関係の注意点
【留意事項通知第二・2・(1)・①、第二・2・(1)・⑬、第二・2・(1)・⑱】

1、重要事項説明書に関すること

【基準省令第9条第1項】

1、重要事項説明書の必要記載事項

- ①運営規程の概要、②従業員の勤務体制、③事故発生時の対応、④苦情処理の体制
- ⑤第三者評価の実施状況（実施の有無、実施直近の年月日、実施評価機関、結果の開示状況）

2、主な指摘事項

- ①重要事項説明書と運営規程で内容に相違がある。

営業日時や従業員の員数等の記載内容に違いが生じないように、運営規程等が変更した場合は、重要事項説明書の変更も忘れないようにしてください。

- ②行政の苦情窓口の記載に不備がある。

利用者の受給者証発行自治体の窓口を記載してください。

町田市以外の利用者の方がいた場合は、その行政の窓口も明記してください。

2、契約書に関すること

【基準省令第9条第2項】

1、契約書の必要記載事項（社会福祉法第77条第1項規程）

- ①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地、②提供するサービス内容、③利用者が支払うべき額に関する事項、④サービス提供開始年月日、⑤苦情を受け付けるため窓口

2、主な指摘事項

- ①利用申込者本人からの署名又は、記名・押印がない。
本人の署名が難しい場合は、代理人を設定し、代理署名してください。
- ②契約者が経営者名ではなく、事業所の管理者である。
法人代表以外の者の名義で契約する場合、法人代表者から当該契約名義人に対する、権限の委任及び法人内部での規定を整備してください。

3、受給者証の記載について

【基準省令第10条第1項】

1、受給者証への必要記載事項（町田市の場合は別紙）

①当該事業者及びその事業所の名称、②サービス内容、③契約支給量、④契約日等
なお、当該契約に係るサービスの提供が終了した場合には、その年月日を記載してください。

2、主な指摘事項

①受給者証への必要事項の記載がない。

利用者との契約の際は、受給者証への記載を忘れないようにしてください。

②受給者証への記載はしたが、その根拠となる書類の確認ができない。

受給者証（別紙）の写しまでの保管は、基準上明記はありませんが、第三者に提示する根拠書類として、受給者証（別紙）の写しの保管を検討してください。

4、サービス提供記録の注意点

【基準省令第19条】

1、サービス提供記録の作成

- ①事業者は、サービスを提供した際は、提供日、内容その他必要な事項（実績時間数、利用者負担額等）を都度記録しなければならない。
- ②記録に際しては、利用者からその確認を受けなければならない。

2、主な指摘事項

- ①サービス提供記録がない。
記録は後日一括ではなく、サービス提供の都度に記録してください。
- ②サービス提供記録について、利用者から確認を受けていない。
作成したサービス提供記録に対して、利用者から署名や押印等で確認を受けてください。

5、利用者に対する領収書の交付

【基準省令第21条第4項】

1、利用者への領収書交付

事業者は、利用者から利用者負担額等の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を交付しなければならない。

2、主な指摘事項

①交通費等の費用を徴収したが、領収書を交付していない。

利用者に対する領収書の交付は、基準上でも明記されているため、交付してください。

②利用者負担額の費用徴収は銀行振込のため、領収書を交付していない。

銀行振込の場合でも、事業者としての領収書を交付してください。

6、法定代理受領通知の発行

【基準省令第23条第1項】

1、介護給付費の額に係る通知等

- ・事業者は、法定代理受領により市町村からサービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、介護給付費の額を通知しなければならない。

2、主な指摘事項

①法定代理受領通知が発行されていない。

法定代理受領による介護給付費を受けた場合の給付額を通知してください。

②法定代理受領通知の発行日付が、給付費の受領前の日付である。

通知の発行は、給付費の受領後の日付となります。例えば、11月に提供した給付費は、翌々月の15日以降に受領となるのが一般的ですので、1月15日以降に発行してください。

7、居宅介護計画等に関すること（1）

【基準省令第26条】

1、居宅介護計画等の作成

- ① サービス提供責任者は、利用者等の希望を踏まえて、具体的なサービス内容等を記載した計画を作成しなければならない。
- ② サービス提供責任者は、計画を作成した際は、利用者等にその内容を説明するとともに、計画を交付しなければならない。
- ③ サービス提供責任者は、計画作成後においても、計画実施状況の把握を行い、必要に応じて計画を変更しなければならない。

2、主な指摘事項

- ① 居宅介護計画等が作成されていない。
利用者等に対する支援計画の作成は、基準上、明確に求められていますので、速やかに作成してください。

7、居宅介護計画等に関すること（2）

【基準省令第26条】

2、主な指摘事項

②居宅介護計画等が利用者に交付されていない。

計画自体は作成されていても、事業所に交付されていない（利用者の署名又は記名押印がされていない計画）が保管されていることがあります。速やかに利用者へ内容の説明とともに、計画の交付を行ってください。

③計画の作成日から何年も経過しているが、計画の見直し及び変更がない。

居宅介護系のサービスに対しては、定期的なモニタリング期間は設定されていませんが、適宜、計画の実施状況の把握をおこない、サービス内容の変更が生じた場合は、速やかに計画の変更をおこなってください。

7、居宅介護計画等に関すること（3）

【基準省令第26条】

2、主な指摘事項

④居宅介護計画に派遣される従業者の種別の記載がない。

居宅介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載してください。

⑤居宅介護計画にサービス提供に要する標準的な時間の記載がない。

利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし、これに基づき援助の方向性や目標を明確にして、提供するサービスの具体的内容や所要時間、日程等を計画に記載してください。

8、感染症及びまん延防止等に関する措置

【基準省令第34条第3項】

1、感染症の発生及びまん延防止等に関する、事業所者の取組として

- ①委員会の定期的な開催（6か月に1回以上）と従業員へ結果の周知
- ②指針の整備（平常時と発生時の規程）
- ③従業員に対する、定期的な研修及び訓練の実施（各、年に1回以上）

2、この措置は、現在努力義務期間となっております。

ただし、経過期間は令和6年3月31日までです。

そのため、令和6年4月1日からは、義務化されますので、まだ措置を講じていない場合は、今年度に措置を講じるようにしてください。

9、身体拘束等の適正化に関する措置

【基準省令第35条の2】

1、身体拘束廃止未実施減算の適用

- ①身体拘束等に係る記録が行われていない場合
- ②身体拘束等の適正化のための委員会が1年に1回以上開催されていない場合
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化に関する研修を1年に1回以上実施がない場合

2、上記の措置が一つでも実施されていない場合は、減算の適用となります。

当該減算については、利用者全員に対して、1日につき5単位を所定単位数から減算するものとなりますので、ご注意ください。

なお、委員会と従業者の研修については、虐待防止関連と重なる部分もありますので、一緒に（含めて）実施しても構いません。

10、家族を含めた個人情報の同意について

【基準省令第36条第3項】

1、事業者求められる対応について

事業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、あらかじめ文書により、利用者又はその家族から同意を得ることが必要です。

※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族からの包括的な同意を得ておくことで足りるものとされています。

2、主な指摘事項

- ①利用者及び家族から、個人情報に関する情報提供の同意文書がなかった。
- ②同意書は整備されていたが、家族からの同意（署名）が文書に記載がなかった。

「個人情報同意書」を整備し、利用者の署名（又は記名押印）の他に、利用者代理人の立場ではない、家族代表としての署名も行ってください。

1 1、事故発生時の行政への報告

【基準省令第40条第1項】

【東京都通知・事故等防止対策の徹底について】

1、事業者求められる対応について

事業所の支援に際し、事故が発生した場合、必要な措置を講じるとともに、行政（都、市）に対して報告を行ってください。報告対象事故は、以下のとおりです。

①死亡事故、②入院を要する事故、③医療機関での治療を要する事故、④薬の誤与薬、⑤無断外出（警察等の関わりあり）、⑥感染症の発生、⑦事件性のあるもの、⑧保護者等のトラブル、⑨施設運営上の事故、⑩市に虐待通報したもの、⑪その他報告が必要と判断したもの

2、主な指摘事項

- ①報告対象事故が発生したが、行政への報告がなかった。
- ②報告対象事故について、事業所の認識と差異があった。

事業者として、報告対象事故を正しく認識し、事故記録を作成するとともに、速やかに事故報告を行政に対して行ってください。※市の報告部署は障がい福祉課になります。

12、請求関係の注意点（1）

【留意事項通知第二・2・(1)・①】

1、居宅介護サービス費の算定について

指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定されることに留意する必要があります。

2、計画上の提供時間と実際の提供時間に違いがある場合

当初の居宅介護計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間に大幅な乖離がある場合、かつ、これが継続する場合は、当然に居宅介護計画の見直しを行う必要があります。

12、請求関係の注意点（2）

【留意事項通知第二・2・(1)・⑬】

1、2人の居宅介護従業者によるサービスの取り扱いについて

2人の従業者によりサービス提供は、利用者の同意を得ている場合であって、次の要件のいずれかに該当した際、算定します。

- ①障害者等の身体的理由により、1人の従業者による介護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他障害者の状況等から判断して、①又は②に準じると認められる場合

2、主な指摘事項

2人の従業者によりサービス提供に関する同意が、居宅介護計画に明記がないため、同意の確認ができない事例があります。そのため、計画等に2人の従業者で支援を行う旨を明記してください。

12、請求関係の注意点（3）

【留意事項通知第二・2・(1)・⑱】

1、初回加算の取り扱いについて

新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは、初回月にサービスを提供した場合や同行した場合に算定します。

2、主な指摘事項

初回訪問や初回月にサービス提供責任者以外の従業者が訪問し、サービス提供を行い加算を算定しており、支援記録等にもサービス提供責任者が同行した旨の記載がなく、加算要件を満たしていないケースがあります。

サービス提供職員以外の従業者が支援をした場合は、必ず、サービス提供責任者が同行したことがわかるよう、記録を作成してください。

**利用者支援編は、以上となります。
ご視聴ありがとうございました。**

アンケートの回答を忘れずにお願いします。

**本集団指導は、アンケートの回答をもって出席とみなして
おります。**

アンケートは、町田市公式ホームに掲載しています。

【掲載場所】

**町田市トップページ> 医療・福祉> 社会福祉法人の認可・指導、福祉サービス
事業者の指導> 障がい福祉サービス事業所等に対する指導等について>**

2023年度居宅介護系事業者向け集団指導を実施しています。